

公安委員会 説明資料No. 1	極東会の指定の確認について	平成23年6月30日 企画分析課
1 確認の概要		
極東会(平成23年5月13日、東京都公安委員会から確認請求書を受理)の指定暴力団としての指定手続に関し、審査専門委員の意見聴取を終え、暴力団対策法第6条の規定に基づく指定の確認を行うもの。		
2 暴力団の概要等		
(1) 主たる事務所の所在地 東京都豊島区西池袋一丁目29番5号		
(2) 代表する者 曹 圭化(83歳)		
(3) 勢力範囲 1都1道13県(東京都、北海道、秋田県、山形県、新潟県、栃木県、茨城県、長野県、埼玉県、千葉県、山梨県、神奈川県、静岡県、岐阜県及び山口県)		
(4) 暴力団員数 約1,100人		
3 暴力団対策法第3条の要件に該当すると認める理由		
(1) 実質目的要件(第1号)該当性		
ア 威力を利用した資金獲得活動の検挙等(前回効力発生日以降) 極東会の暴力団員は、同団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、同団体の多数の暴力団員が恐喝等により検挙されている。また、同団体の暴力団員によるみかじめ料要求等の暴力的 requirement行為により中止命令等が発出されている。		
イ 審査専門委員による意見聴取 平成23年6月6日に審査専門委員の意見を聴取した結果、いずれの委員からも、極東会が資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的としている団体であると認められる旨の意見が提出された。		
(2) 犯罪経歴保有者要件(第2号)該当性(基準日:平成23年4月1日) 極東会の幹部暴力団員数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えていいる。		
(3) 階層組織性要件(第3号)該当性 極東会は、会長の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の階層があり、階層的に構成されている団体である。		
4 今後の予定		
(1) 7月15日 官報公示、指定通知書送達		
(2) 7月21日 指定効力発生日		

公安委員会 説明資料No.2	東日本大震災復興構想会議の 提言について	平成23年6月30日 総務課
-------------------	-------------------------	-------------------

1 経緯

東日本大震災復興構想会議は本年4月11日、閣議決定により設置（議長：五百旗頭真・防衛大学校長）。12回にわたって開催され、6月25日に提言が取りまとめられて菅総理に提出された。

なお、6月24日の東日本大震災復興基本法の施行により、本会議は東日本大震災復興対策本部の下に設置される会議として位置付けられることになった。

2 内容

I. 前文

II. 本論

第1章 新しい地域のかたち

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく市町村主体の新しい地域づくり方法を提案

第2章 くらしとしごとの再生

地域再生のため、様々な産業の活性化の方向性を提示（区域・期間を限定した上での「特区」手法の活用等）

※財源は、臨時増税措置として基幹税を中心に多角的に検討

第3章 原子力災害からの復興に向けて

原子力災害に対する対応策を提示

第4章 開かれた復興

日本のエネルギー構造の新たな方向を提唱するとともに、つながり支え合うことによる開かれた復興への道筋を提起

III. 結び

「政府が、この「提言」を真摯に受け止め、誠実に、すみやかに実行することを強く求める」

3 警察関係の主な記載

- 第1章（2）地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
 - ② 地域の将来像を見据えた復興プラン

「高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、（中略）、防犯の各方面に配慮したまちづくりを行う。」
- 第2章（2）地域における支えあい学びあう仕組み
 - ① 被災者救援体制からの出発

「住民が避難した地域をはじめとする被災地や避難先において、犯罪を防止する取組が行われるべきである。」
- 第4章（5）災害に強い国づくり
 - ② 今後の地震・津波災害への備え

「災害発生時に治安上の問題が生じないように、住宅、店舗等の防犯対策など、犯罪の起きにくい地域づくりを推進する。また、今回の救援活動における警察、消防、海上保安庁、自衛隊などの役割の大きさを踏まえ、国と地方公共団体との連携強化も重要な課題である。」

4 今後の対応

提言を踏まえ、政府は「東日本大震災復興基本方針」（東日本大震災復興基本法第3条）を取りまとめる予定。

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	平成23年度警察庁予算執行計画について	平成23年6月30日 会 計 課
------------------------	---------------------	---------------------

1 経緯

平成23年度警察庁予算執行計画については、東日本大震災の影響により、その策定を延期していたところ、この度、第6回警察庁予算監視・効率化チーム会合を開催し、同計画を策定した。

2 平成22年度警察庁予算執行計画からの改正点

- (1) 外部有識者からの指摘を踏まえ、支出に関する計画（支払計画予定表）の進捗状況の把握に当たっては、支出負担行為予定表を参考とすることとした。
- (2) 内閣官房国家戦略室の策定に係る「予算監視・効率化チームに関する指針」及び「予算執行の情報開示充実に関する指針」の改正に伴い、所要の改正を行った。

（参考）警察庁予算監視・効率化チームの今後の予定

① 第7回会合（8月上旬）

平成22年度における予算監視・効率化の取組の成果等に関する自己評価等のほか、平成22年度に実施した事業について、行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）を実施する。

② 第8回会合（8月下旬）

行政事業レビューに関するチーム所見の検討のほか、平成23年度新規事業及び平成24年度概算要求において新規に要求する事業の点検を行う。

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	東日本大震災関係業務に関する 特殊勤務手当の改正について	平成23年6月30日 給 与 厚 生 課
------------------------	---------------------------------	-------------------------

東日本大震災関係業務に係る特殊勤務手当について、6月29日付で以下のとおり人事院規則等が改正された。

1 災害応急作業等手当の特例

(1) 原子力発電所関係（手当額：日額）

ア 福島第一原子力発電所敷地内

○ 免震重要棟外 手当額 20,000円

※ 福島第一原子力発電所3号機に放水を行うための作業は、手当額30,000円(50/100加算)

※ 最高手当額は、40,000円(100/100加算)

○ 免震重要棟内 手当額 5,000円

イ 警戒区域（原発から半径20km圏内）

○ 屋外作業 手当額 10,000円

○ 屋内作業 手当額 2,000円

○ 原発から半径3km圏内での作業(屋外のみ) 手当額 20,000円

ウ 避難指示区域又は計画的避難区域

○ 屋外作業 手当額 5,000円

○ 屋内作業 手当額 1,000円

エ 屋内退避指示区域（原発から20~30km圏内）

(3/11~4/21の間)

○ 屋外作業 手当額 2,500円

※ イ~エの作業時間が4時間に満たない場合は、上記手当額に60/100を乗じた額となる。

※ 原子力発電所関係の作業と他の特殊勤務手当に該当する作業については、併給することができる。

(2) 原子力発電所関係以外（手当額の増額）

ア 東日本大震災への対応として、災害応急等の作業に引き続き5日以上従事した場合は、手当額に100/100を加算し、1,680円とする。

イ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報（大津波又は津波）発令下において、津波により浸水した区域又はその沿岸水域で災害応急等の作業に従事した場合は、手当額に100/100を加算し、1,680円とする。

※ 上記ア及びイの両方の要件を具備した場合の手当額は、2,520円となる。

2 死体処理手当の特例（手当額の増額）

1日に10体以上の死体の収容等又は検視の作業に従事した場合は、現行の手当額を増額する。

(1) 死体の収容等 手当額 2,000円

(損傷死体は100/100加算) (手当額 4,000円)

(2) 検視 手当額 3,200円

(損傷死体は100/100加算) (手当額 6,400円)

3 適用日

平成23年3月11日に遡及適用

公 安 委 員 会	不正アクセス防止対策に関する 官民意見集約委員会について	平成23年6月30日
説明資料No. 5		情報技術犯罪対策課

1 概要

平成22年度総合セキュリティ対策会議での提言を受け、社会全体として不正アクセス防止対策を推進するに当たり、現状の課題と改善方策に係る官民の幅広い意見を集約するため、官民意見集約委員会（官民ボード）を設置する。

2 構成員等

(構成員) サーバ・コンピュータ製造事業者、OSソフト製造事業者、ウイルス対策ソフト開発事業者、コンピュータ・セキュリティ監査事業者、コンピュータ・セキュリティ関連団体、通信事業者関連団体、研究所等から27人
(事務局) 警察庁、総務省及び経済産業省
(オブザーバ) 内閣官房情報セキュリティセンター

3 ワーキング・グループ（WG）の設置

次の事項を分担する4つのWGを設置する。

- 不正アクセス行為の実態解明に資する方策
- 不正アクセス行為からの防御に関する知識の普及等の方策
- 不正アクセス防止対策に関する行動計画
- 既存の対策では対応が困難な手口等について、不正アクセス行為に至る前の段階での対応を可能とする方策

4 今後の予定

本日、第1回会議を開催し、年末までに「不正アクセス防止対策に関する行動計画」を取りまとめる予定

公 安 委 員 会	警察における取調べの録音・録画の 試 行 の 檢 証 に つ い て	平成23年6月30日
説明資料No. 6		刑 事 企 画 課

1 経緯

平成20年9月 警視庁を始めとする5都府県警察において先行試行を開始
 平成21年3月 先行試行に係る検証結果を公表
 平成21年4月 全国都道府県警察において試行を開始

2 試行目的

裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討

3 試行の実施状況等（平成21年4月から平成23年3月までの2年間）

(1) 実施要領

- 録音・録画は、捜査が一定程度進展した時点において、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に実施
- 録音・録画により、供述調書の内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている状況のほか、被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況等も記録

(2) 実施件数

717件（被疑者632人）

(3) 罪種別件数

強盗殺人・致傷等231件（32.2%）、強姦致傷等131件（18.3%）、殺人等130件（18.1%）、現住建造物等放火等73件（10.2%）、通貨偽造等68件（9.5%）、強盗強姦等44件（6.1%）、傷害致死36件（5.0%）及びその他4件（0.6%）

(4) 被疑者が拒否した事例

14件

※ 理由：録音・録画されることに対する羞恥心や嫌悪感等

(5) 公判における録音・録画記録（DVD）の利用状況等

○ 警察のDVDの証拠開示件数 174件

※ 平成23年3月末までの件数。うち13件は先行試行に係るDVD

○ 公判における警察のDVDの証拠調べ 3件

※ このうち2件は先行試行に係るDVDで、裁判員裁判ではない通常の裁判において再生された事例。残りの1件は、検証対象期間後に裁判員裁判においてDVDが再生された事例。いずれも判決で捜査段階の自白の任意性等が認められた。

4 試行に従事した取調べ官（613人）の意見

(1) 試行による被疑者の心理に対する影響

○ 録音・録画時に被疑者の態度が変化したとの回答…57.3%

※ 内容：「緊張していた」、「言葉遣いや態度が丁寧になった」、「言葉が少なくなった」等

○ 録音・録画時に被疑者の態度が変化しなかったとの回答…42.7%

(2) 試行による録音・録画の有効性に関する評価

○ 大きな又はある程度の効果はあるとの回答…97.1%

※ 理由：「被疑者が任意に供述していることが分かる」、「被疑者が供述調書の内容をしっかりと確認していることが分かる」、「取調べが適正に行われていることが分かる」等

○ 証拠価値は乏しいとの回答…2.9%

※ 理由：「自認直後や弁解録取時等、録音・録画を行う場面について、更に検討を要する」、「供述態度が不自然であった」等

(3) 試行による取調べの機能への影響に関する意見

○ 害されないとと思うとの回答…65.8%

※ 理由：「被疑者との人間関係の構築や追及・説得の場面が録音・録画されていないので、取調べの機能は害されないとと思う」等

○ 害されると思うとの回答…14.9%

※ 理由：「被疑者が率直な供述をできなくなる」、「取調べ官が必要な追及・説得ができなくなる」等

○ 分からないとの回答…19.2%

(4) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見

○ そうするべきではないとの回答…90.9%

※ 理由：「被疑者との信頼関係の構築に支障が生じる」、「被疑者の真実の供述が得られなくなる」等

○ そうするべきであるとの回答…1.0%

※ 理由：「被疑者にとって不利益な場面が記録される」等

○ どちらでもよい又は分からぬとの回答…8.1%

4 検証結果

- 現在の試行による録音・録画は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策となり得る。
- 現在の試行によっても、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることから、十分な配慮が不可欠である。
- いまだ実施件数は十分とは言えないことから、今後、より柔軟に多様な試行を積み重ねる必要がある。

5 今後の方針

裁判員裁判対象事件における自白の任意性の効果的・効率的な立証にはいかなる方策が有効であるかについて、より多角的な検証を行うとともに、取調べの録音・録画の今後の在り方に関する議論に有効な検討材料を提供するため、より柔軟に多様な試行を実施する。

公 安 委 員 会	大阪府関西空港警察署における 取調べの不適正事案について	平成23年6月30日
説明資料No. 7		刑 事 企 画 課

1 密輸事件の概要

被疑者は、Xと共に謀の上、営利目的で、平成23年5月1日、関西国際空港において、透明ポリシーで91包に小分けされた覚せい剤結晶合計約1190.94グラムを体内に隠匿して、本邦に輸入したもの。

(5月2日逮捕 *5月23日起訴)

2 不適正事案（特別公務員暴行陵虐罪で6月29日送致）の概要

A巡査部長（40歳）は、逮捕した被疑者を取り調べた際、逮捕事実を否認する態度に立腹し、

第1 5月3日午前、取調べ室において、黙り込む被疑者に対して「よう考えよ。」等と申し向け、ボールペンで右側頭部を2回くらい叩く

第2 5月5日午後、取調べ室において、否認・黙秘を繰り返す被疑者に対して「俺の話聞いてんのか。」等と申し向け、右足つま先で同人の右ふくらはぎ付近を4回くらい足蹴りし、さらに「胸で考えろ。頭で考えろ。」と申し向け、右胸を指先で8回くらい突き、手の平で前額部を6回くらい殴打し、右手で同人の右耳を1回引っ張り、右手拳で同人の右胸付近を1回殴打した上、さらに、「1万ドルやるからこれを飲めや。」等と申し向け、ペンケースを同人の口元に押しつける

第3 5月6日午前、取調べ室において、被疑者の態度に立腹して、「なに、あくびしとんじや。」等と申し向け、右手の平で同人の頭部を1回殴打するなどしたものである。

3 処分関係（6月29日付け）

A巡査部長（取調べ官）	停職 6月
B巡査長（補助者）	戒告
C警部補（捜査主任官）	戒告、D警部補（A及びBの上司）戒告
E警察署長	本部長訓戒
F警察署副署長	警務部長注意
G警察署生活安全刑事課長	戒告

4 本件の原因等

- 否認する被疑者に対し、取調べ官が冷静さを欠いた上、適正な取調べの必要性に対する認識の希薄さがあったこと。
- 事件解決への気負いと通訳人を介した取調べで、もどかしさと苛立ちを感じたこと。
- 取調べ状況を捜査主任官等幹部が把握せず、指揮もなされなかつたこと。
- 取調べ補助者による制止、報告等がなされなかつたこと。

5 再発防止策

(1) 大阪府警察

- 府下全警察署捜査員を対象とした緊急特別教養の実施
- 取調べ補助者の指定について、所属長への指揮伺いの義務化
- 否認・黙秘事件の全件本部報告の実施

(2) 警察庁

再発防止に向けた通達の発出

- 捜査主任官による取調べ官からの聴取
 - ・ 否認又は黙秘の場合は、取調べごとに逐一報告を求め、指揮をする。
- 捜査主任官による取調べ状況の確認
 - ・ 捜査主任官又はその指定する幹部が、適宜取調べ室に入るなどして、取調べ状況を確認する。
- 上位の階級にある者の取調べ立会いの配置
- 取調べ補助者からの聴取
- 捜査員の意識改革の徹底
 - ・ 取調べに係る懲戒処分者については、捜査部門から外すなど、厳しい措置を通じて意識改革を徹底する。

1 趣旨

交差点における歩行者と車両の事故防止を図るため、歩車分離式信号の整備を一層推進しようとするもの。

※1 平成22年度末現在で 5,534基、全信号機の 2.74%が歩車分離式信号。

2 整備計画（平成23年5月）

平成23年度から26年度までの4年間に従来の2倍を上回るペースで、合計 2,855基の歩車分離式信号を整備する予定。

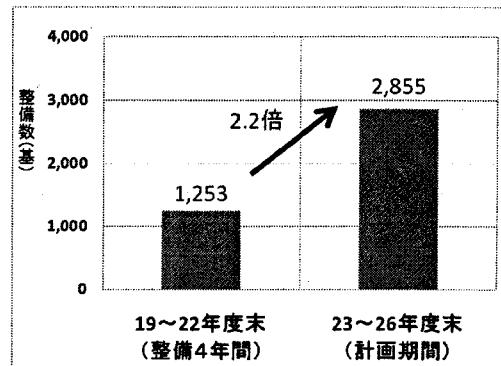
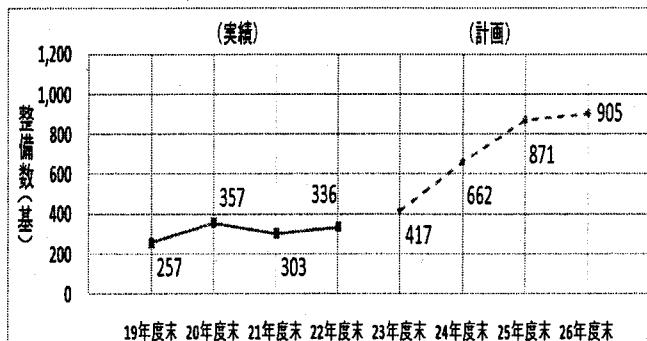


図1 歩車分離式信号の整備推移

図2 整備計画数

※2 最近4年間の整備数は 1,253基。整備計画では4年間で過去4年間の整備数の2.2倍を整備(平成26年度末 8,389基)。

3 導入に当たっての留意事項等

- (1) 信号機の更新及び新規整備時には必ず歩車分離式信号の導入を検討。
- (2) 交通渋滞を理由に安易に導入を見送らない。
綿密な交通量調査と青時間及び赤時間の配分調整で渋滞回避の工夫。
- (3) 歩行者交通量が少ない交差点では、押ボタンを併用した歩車分離式信号を積極導入。

4 今後の方針

警察庁として各都道府県警察における整備計画の達成及び計画以上の整備推進を指導予定。被災3県の復旧事業として新たに整備する信号機については、可能な限り歩車分離式信号を導入する方針で別途調整中。

1 設置及び検討の状況

- 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案（22年11月）等の発生を受けて、政府における情報保全に関して検討を行うため、同年12月、内閣官房長官を委員長とする検討委員会を設置（委員：内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣情報官、警察庁警備局長、関係省庁局長等）。
- 検討委員会の下に、「秘密保全に関する法制の在り方」及び「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置」に関する検討部会（関係省庁課長級）及び有識者会議（座長：「法制」^{あがた} 縣公一郎早大院教授、「情報保全システム」小池英樹電通大院教授）を設置し、検討。
- 「情報保全システム」については、7月1日（金）に開催予定の第2回検討委員会にて有識者会議の報告書が提出され、政府としての方針が決定される予定。
- 「法制」については、別途開催される検討委員会で有識者会議の報告書が提出される予定。

2 情報保全システムに関する有識者会議の報告書について（概要）

- 省庁内部のみで用いられる「クローズ系システム」及びインターネットに接続された「オープン系システム」の両方で対策が必要。
- 情報漏えいの脅威として物理的持出しや外部通信等を想定した上で、漏えい防止のための事前・事後の対策ポイントとして、
 - ・ データの電磁的記録媒体への書き出しや紙への出力等の制限
 - ・ データに対して行われた操作等の記録（ログの保存）を掲げている。

【必要と考えられる措置の例】

- ・ データの書き出し対策
 - (漏えい防止) 電磁的記録媒体への出力情報の暗号化等
 - (事後調査) 電磁的記録媒体の利用状況の検証
- ・ アクセス制御
 - (漏えい防止) 各ファイルに対するアクセス制限の設定
 - (事後調査) 個人認証やアクセスの履歴の検証

3 今後の取組予定

警察庁においても、検討委員会の枠組みで議論された施策の着実な実施に向けて、クローズ系・オープン系システムにおいて必要とされる措置を講じていく予定。

1 被害状況 (6月29日現在。以下同じ。)

死者：15,508人、行方不明者：7,207人、負傷者：5,386人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約54,100人の警察官を派遣。
- 約12,000人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,000人（岩手約1,400人、宮城約1,600人、福島約1,000人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県 別	岩 手 県	宮 城 県	福 島 県	合 計
特別派遣人員	約 17,300人	約 22,500人	約 14,300人	約 54,100人
人・日(延べ)	約136,200人	約177,500人	約111,300人	約425,000人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

※ 6月30日には、阪神淡路大震災における特別派遣の延べ人・日426,500人を超える見込み。

4 主な災害警備活動**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問及び福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による捜索を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約300人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。
- ・ 住民の警戒区域への一時立入りについては、6月29日現在、9市町村の住民約10,000人が61回に分けて参加。福島県警察では、その支援のため、延べ約3,200人の警察官が先導・警戒等を実施。

○ 身元確認

警察官約280人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,800体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約89%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者的心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

○ 東北地方の高速道路の無料開放後の交通状況

国土交通省は、6月20日（月）から東北地方（白河以北。水戸エリアの常磐道を含む。）を発着する被災者及び原発事故による避難者、トラック、バス（中型車以上）による高速道路の利用について無料開放したところ。無料開放1週間をみると人身事故が5件から9件へ、物損事故が61件から111件へと増加。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（38人）を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中。管内の無線中継所等（原発による立入禁止区域等を除く。）の職員による一時点検終了。